

◆日本キリスト教会館の耐震工事のため事務局を一時移転していましたが、
2月から日本キリスト教会館に戻りました。☞

〒160-0051 東京都新宿区西早稲田 2-3-18 日本キリスト教会館 52 号室 R A I K 内
電話 (03) 3203-7575 FAX (03) 3202-4977 E-mail : raik
@kccj.jp

郵便振替 : 00190-4-119379 口座名称 : 外子協

ホームページ: <http://www.gaikikyo.jp>

食卓を中心とした共同体

～被災者と共にある教会～

●小泉 基

(日本福音ルーテル健軍教会牧師)

「わたしを苦しめる者を前にしても、あなたはわたしに食卓を整えてくださる」(詩 23 : 5)

東京で神学校を卒業し、牧師となって熊本の健軍ルーテル教会に派遣されてから 13 年が経つ。牧師の道を歩む腹をくくるまでは紆余曲折もあった。しかし、このたびの熊本の震災を通して、牧師とされて教会に遣わされたことの意味を改めて問われ、また再確認させられる思いでいる。

わたしが働いている健軍教会は、熊本市の東部に位置し、震源となった益城町とは隣接した地域である。当然 2 回の揺れは激しく、牧師館や牧師室の内部は、出入りができなくなるほどの散乱状態となった。しかし、建物の構造がしっかりしていたおかげで、礼拝堂・ホールなど建物の本体部分は十分に持ちこたえ、1 回目(4 月 14 日)の地震の直後からすぐに、玄関に「避難できます」と張り紙を出して地域の方々を受け入れ、自主避難所の運営を始めることができた。

正直、熊本での大地震というのは想定外で、教

会にはなんの備蓄もなかったし、当初は水とガスにも不自由していた。それでも、名前も知らない者同士が家から持ち出せるだけの物を持ち寄り、僅かな食べ物をわけあって共同生活をスタートさせた。幸い、地震翌日に福岡で立ち上げられたルーテル教会の救援対策本部が、すぐに必要物資をピストン輸送してくださったし、会員さん方の中に施設で働いてこられた方々がおられ、大人数の食事の準備に慣れていたことなどもあって、最大 50 名にもなった避難所の運営を、すべての方が生活自立を果たすまで、1 カ月半にわたって無事に全うすることができたのだった。

さて、とりわけカトリック教会や聖公会、ルーテル教会といった典礼的な教会においてそうだと思うが、教会は食卓を中心とした交わりであると云われる。そこでは、いうまでもなく礼拝の中心としての聖餐式が想起されているし、その聖餐式

の原型が、イエスさまが弟子たちと食卓を囲んだ最後の晩餐にあることは言をまたない。また、その最後の晩餐のみならず、イエスさまが多種多様な人々と囲んだ食卓の場面のひとつひとつが、宗教儀式として発展した聖餐式の背景に存在していることだろう。

今回の地震後の避難所の食卓で、もっとも印象的であったのは、16日未明に教会の駐車場に長机を引っ張り出して囲んだ、おにぎり朝食であった。深夜に強烈な本震に見舞われたため、前日から教会に避難しておられた方々も、本震で自宅にすることができなくなった近隣の方々も、みんな駐車場に敷かれたブルーシートの上に集まって、寒さに震え、余震に怯えながら、誰もが不安な面持ちで朝を待った。恐れあまり過呼吸に陥る女性もおられたし、教会の近くの動物園からライオンが逃げ出した、というツイッターに怯える若者もいた。

あたりが次第に明るくなり、めっちゃめっちゃになってしまった教会の台所をなんとか片付けて、教会の方々が握ってくださったおにぎりや野外の食卓に並んだとき、こんな状況の中でも、それでも温かい食卓が備えられたこと、そして一緒に食卓を囲む仲間が与えられていることに、心からの感謝の思いが溢れ、その思いは自然と、食卓を囲む者一同の祈りとなったのであった。

未曾有の2度の大地震という極限状況にあって、いずれの避難所においても食糧事情が整うまでに時間がかかったことは、やむを得ないことであっただろう。しかしながら健軍教会避難所が恵まれていたのは、すぐに1日に3度、温かい食事が供されるようになったこと。そして礼拝堂を居住スペースとして開放したため、ホールに食卓を常設することができ、そこで避難者全員がそろって食卓囲む状況を整えられたことだった。そのために教会は礼拝堂での礼拝をあきらめなければならなかったけれども、そのようにして食卓を常設できたことが、避難者さん方の生活の回復の、大きな力になったようであった。

実際、ほとんどの避難所がそうであったように、体育館などの床の上に布団を敷いて、その布団の上に座ってパンやおにぎりを頬張ると、食卓についてお箸と茶碗でご飯を食べるのとでは、そこから前に向かっていく意欲に差が出てくるのは当然であろう。そこでの、隣り合う者同士の情報交換や、たわいない冗談や相談事といった交わりが、避難者さん方の生活自立に向けた力となっていく様子は、支援にあたるわたしたちの力ともなったし、それが、他の避難所よりも早いタイミングで、避難者さん方のすべてが生活自立を果たす形での避難所の終結を迎えることができた、大きな要因となったのであった。

そして、もうひとつ印象的だったことがある。震災当初は現場も混乱していたし、わたしたちの避難所にも大勢の方が出入りなされたのだが、しばらくして避難所としての運営が落ちつき、避難所を「卒業」なさる方が増えて、人数の減少が見られるようになってきたとき、そこに現れてきた共同体のありようである。避難所運営のために教会に留まって下さる教会の方や、他府県からボランティアのために教会に宿泊なさる方を除いてみると、残されている避難者さん方というのは、たとえば目の見えない高齢の姉妹、LGBTの教会員、精神的に重荷を負ってきた母子、フィリピン人のお母さん、人間関係の不得手な高齢男性、子どもを連れた妊婦さん、生活保護家庭、視覚障がい者の青年など、まさにイエスさまが率先してともに食卓を囲もうとした、社会の中で周辺化されがちで、具体的な支援の手を必要とされるような避難者さんたちばかりであった。

避難所運営の後半は、母子家庭やフィリピン人のお母さんの家の片付けに同行し、ケアマネさんと入居できる高齢者施設を探し、保護課のケースワーカーと交渉し、不動産屋をめぐって入居手続きをすすめるなど、残された避難者さん方の自宅復帰を助けたり、引っ越し先を確保したりするための働きであった。そのようにして、ルーテル教会のボランティアさんにも引越を手伝っていただ

き、あの方、この世帯の行き先が確保でき、ひとり、ひとりと避難所を「卒業」なさせて、ともに食卓を囲んだ最後の方が、新しい住まいに移られたのは、地震発生から44日目の朝のことであった。

この避難所最後の日々の中で、なぜわたしは、充実していたNCC幹事の職を辞してまで牧師の道を歩む決断に至ったのか、それはまさに、この時、この方々とともに歩むためではなかったか、と、改めて確認する思いであった。また、わたし

の任地である健軍ルーテル教会も、児童養護施設や障がい児・者施設とともにあゆんできた教会であることもあってか、自分たちの礼拝の場を躊躇なく譲り渡して、こうした教会の福祉的な働きを、全面的にとともに担ってくださった。

震災の被災者支援は、長期化していくとはいえ、一過性のものであるのかもしれない。しかし、そこで与えられた教会が歩むべき方向性を、わたしたちが失ってはならないし、またわたし自身もそれを失ってはならないのだ、と、改めて心している震災後の日々なのである。

ヘイトスピーチ解消法の施行と これから

●佐藤信行（外国人権法連絡会）

4月28日、ここ数年恒例となっていた1年に1回の検査入院を無事終えて自宅に帰ると、弁護士たちから電話が再三あった。「今すぐ国会に来て、一緒に議員たちを説得してほしい」と。

月1回の国会ロビイングが、いつの間にか週1回となり、しまいには毎日となってしまった。その結果——私たちにとってはその不本意な結果が、日本で初めての人種差別反対の立法、ヘイトスピーチ解消法である。

◆ヘイトスピーチ解消法の成立

『外キ協ニュースレター』前号では、国会で成立したヘイトスピーチ解消法の全文と、法務委員会決議、それに対する声明を掲載した（第95号4～8ページ）。その前後を日誌風に記すと、次のようになる。

- 5月12日、参議院法務委員会は、野党案「人種差別撤廃施策推進法案」を否決し、一部修正した与党案「ヘイトスピーチ解消法案」、正式名

称「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」および附帯決議を全会派一致で可決した。

- 5月13日、参議院本会議で、「人種差別撤廃施策推進法案」を67対150で否決した上で、「ヘイトスピーチ解消法案」が221対7で可決され、衆議院に回される。
- 5月20日、衆議院法務委員会は、「ヘイトスピーチ解消法案」および附帯決議を可決。
- 5月24日、衆議院本会議で「ヘイトスピーチ解消法案」が可決され、成立した。
- 5月26日、参議院法務委員会は、さらに「ヘイトスピーチの解消に関する決議」をし、「東京オリンピック・パラリンピックに向けた共生社会の実現のためにも、ヘイトスピーチの解消に向けて取り組むことは、党派を超えた喫緊の重要課題である」と確認する。

——かくしてヘイトスピーチ解消法は成立した。私たちにあってそれは不本意なものであったが、

現在の政治状況の中ではやむをえない、ぎりぎりの選択でもあった。

2014 年から外国人権法連絡会の弁護士たちを中心に、「人種差別撤廃基本法案」を作成し、それをもとに議員立法を実現するよう各党に働きかけてきた。その結実の一つが、2015 年 5 月、参議院に議員立法として提出された野党案の「人種差別撤廃施策推進法案」である。しかし、それに対抗するために、いわば野党案を潰すために今年 4 月 8 日、出されたのが与党案「ヘイトスピーチ解消法案」なのである。

したがって私たち NGO は、大勢が決した最終局面（4月 28 日）で、忸怩たる思いで決断せざるを得なかった。私たちが求めるものはあくまで「人種差別撤廃基本法」であるが、与党案「ヘイトスピーチ解消法」を、ヘイトスピーチを実際に阻止する／阻止できるものにする。

そのため私たちは、与党案にある「適法居住条項」を削除するよう強く求めると共に、与党案（新法）に見直し規定を設けること、それを附帯決議ではなく「附則」に入れること、また「附帯決議」においては、新法の解釈基準を人種差別撤廃条約など国際人権法に置くこと、保護対象を外国人出身者に狭めないこと、ネット対策を入れること、自治体の責務を努力義務にとどめないこと——を、各党に繰り返し求めた。

適法居住条項は削除できなかったが、それ以外の多くが、内容を薄められて附帯決議に入った。

◆法成立を受けて

・5月 31 日、川崎市長は、6月 5 日に予定されているヘイト集会・デモの川崎区の公園使用を不許可とする。

「法律の成立により、国の意志が明確に示されたことを受け、公園使用の申請者が、過去において、成立した法で定める言動等を行ってきた事実に鑑み、今回も同様の言動等が行われる蓋然性が極めて高いものと判断し、不当な差別的言動から市民の安全と尊厳を守るという観点から、このような判断に至った」

・6月 2 日、横浜地裁川崎支部は、川崎区桜本にある社会福祉法人青丘社（在日大韓基督教会川崎教会）から半径 500 メートル以内でのヘイトデモ禁止の仮処分を出す。

「在日韓国・朝鮮人などが差別され排除されることのない権利は、地域社会内の生活の基盤である住居において平穏に生活し、人格を形成しつつ、自由に活動し、名誉、信用を獲得し、これを保持するのに必要となる基礎を成すものであり、人格権を享有するための前提になるものとして、強く保護されるべきである。人種差別撤廃条約の各規程、憲法 14 条が人種差別を禁止していること、さらに差別的言動解消法が制定されて施行を迎えることに鑑みると、その保護は極めて重要である。在日外国人が抱く自らの民族や出身国・地域に係る感情、心情や信念は、それらの者の人格形成の礎を成し、個人の尊厳の最も根源的なものとなるのであって、他の者もこれを違法に侵害してはならず、相互にこれを尊重すべきものである」

「その侵害行為である差別的言動は、故意または重大な過失によって人格権を侵害するものであり、かつ、もっぱら外国人に対する差別的意識を助長し誘発する目的で、公然とその生命、身体、自由、名誉、財産に危害を加える旨を告知し、外国人の名誉を毀損し、侮辱するものであることに加え、街宣車やスピーカーの使用等の行為の態様も併せて考慮すれば、その違法性は顕著であるといえるものであり、もはや憲法の定める集会や表現の自由の保障の範囲外であることは明らかであって、私法上も権利の濫用といえるものである」

・6月 2 日、法務大臣は記者会見で、「本法律の成立を受けて、すでに人権擁護局内に『ヘイトスピーチ対策プロジェクト』を立ち上げ、本法律の周知・広報活動や関係機関との協議等を開始しており、あわせて、これまでの取組に見直す点はないか、今後新たに推進すべき施策はないか、検討を鋭意進めている」と発言。

・6月 3 日、ヘイトスピーチ解消法が公布、即日

施行される。

同日、警察庁は各都道府県警に対して、「法の目的等を踏まえた警察活動を推進し……違法行為を認知した際には厳正に対処するなどにより、不当な差別的言動の解消に向けた取り組みに寄与されたい」と通達。

- 6月5日、川崎市中原平和公園を出発したヘイトデモは、10メートル進んだところで主催者が中止。デモ参加者20人、カウンター700人以上。警察はカウンターの市民を規制せず、結局、ヘイトデモは中止に追い込まれた。
- 6月20日、文部科学省は都道府県教育委員会および国公立大学などに対して、「本法について十分了知されるとともに、本法を踏まえた適切な対応と周知」を通知する。

◆政府・自治体、そして国会の「宿題」

ヘイトスピーチ解消法は、附則2項に「不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする」として、「見直し規定」を設けている。

これは他の多くの法律でも同様で、たとえば新入管法の附則では、施行後3年、すなわち2015年7月を目途として施行状況を検証し見直すことが定められている。また障害者差別解消法(2016年4月施行)も、同様の規定を附則に置いている。ただ、このヘイトスピーチ解消法では、見直し時期が特定されていない。ということは、施行から1カ月後でも、半年後でも、「差別的言動の実態等を勘案し検討が加えられる」ことになる。

まず「見直し」にあたっては、前文および2条(定義)にある「適法に居住する」という文言を、条文から削除しなければならない。差別的言動から保護する対象者を「適法に居住するもの」に限定することは、国際人権法上、大きな誤りであるからである。人種差別撤廃委員会が人種差別撤廃条約の解釈基準として示した「市民でない者に対する差別に関する一般的勧告30」では、次のよ

うに明示されている。

「人種差別に対する立法上の保障が、出入国管理法上の地位にかかわらず市民でない者に適用されることを確保すること、および立法の実施が市民でない者に差別的な効果をもつことがないよう確保すること」(パラ7)

そもそも参議院法務委員会の法案質疑で、法案提出者の二人(自民・公明党)が、入管法上での「適法/不法」によって保護対象者を区分しようとして意図したわけではない、と明言している。したがって、「適法に居住する」という余計な文言を削除すべきである。

第二に「見直し」において、この解消法を実効化するには、ヘイトスピーチの阻止、相談体制や教育・啓発体制の整備など、多岐にわたって、かつ担当部局間にまたがって、現行制度の全面的な見直しと拡充が必要である。関係省庁および地方自治体、そして国会は、少なくとも以下のことが求められている。

- ①法務省は、ヘイトスピーチの標的となっている在日外国人をはじめ、アイヌ、琉球・沖縄、被差別部落などの「本邦外出身者等」(衆参附帯決議3項)から、定期的に意見聴取を行なうと共に、人権擁護局に設けた「ヘイトスピーチ対策プロジェクト」での調査・施策の内容を随時公表すること。
- ②警察庁は、「ヘイトスピーチ対策プロジェクト」を設けて、解消法の実効化のために調査・施策を行ない、その内容を随時公表すること。
- ③文部科学省は、「ヘイトスピーチ対策プロジェクト」を設けて調査・施策を行ない、その内容を随時公表すること。
- ④総務省は、「ヘイトスピーチ対策プロジェクト」を設けて調査・施策を行ない、その内容を随時公表すると共に、「ヘイトスピーチを許さない多文化共生地域社会推進指針」を早急に策定すること。
- ⑤地方自治体は、「本邦外出身者等」の意見表明の場を確保すると共に、「ヘイトスピーチ対処条例」、さらに「人種差別撤廃基本条例」を

制定すること。

⑥関係省庁および地方自治体は、上記の調査・施策を実施するために必要な予算措置を早急に講じること。ハイトスピーチ解消法は予算も合わせて国会で審議されたわけでないが、法の実効化を図るには予算措置が必要である。

⑦「引き続き実態調査等を通じて立法事実を明らかにしていくこと」（参議院法務委員会決議）が求められている国会は、上記の関係省庁および地方自治体の調査・施策を検証し、議論を継続していくこと。

第三に、解消法の「見直し」作業においては、衆議院法務委員会が「本邦外出身者に対する不当な差別的言動のほか、不当な差別的取扱いの実態の把握に努め、それらの解消に必要な施策を講ずるよう検討を行う」（附帯決議4項）と決議したことを、踏まえるべきである。すなわち、ハイトスピーチを根絶するためには、「差別的言動」だけではなく「不当な差別的取扱い」の実態が把握されなければならない、ということである。

すでに 2016 年度から法務省人権擁護局による「外国人の人権状況に関する調査」が始められているが、人種的・民族的マイノリティなど「本邦外出身者等」に対する、構造化された経済的・社会的・文化的差別の実態に迫る調査が、求められているのである。

そのためにはまず、国連の人種差別撤廃委員会が日本政府に繰り返し勧告しているように、関係省庁は「国籍および民族的出身別に分けられた社会的・経済的指標に関する最新データ」を提出できるようにしなければならない。

さらに国会は、「不当な差別的言動／差別的取扱い」の実態を踏まえて、包括的かつ基本的な差別禁止法として「人種差別撤廃基本法」の制定へと進むべきである。それは、「今般成立したハイトスピーチ解消法は、ハイトスピーチの解消に向けた大きな第一歩ではあるが、終着点ではない」（参議院法務委員会決議）と宣言した国会の使命なのである。

.....

資料

被害者を欺き分断する「和解・癒し財団」に抗議する

2016年7月28日

日本軍「慰安婦」問題解決全国行動

本日、「12・28日韓政府間合意（以下、「合意」）」に基づく財団が発足した。「和解・癒し財団」と名付けられたこの財団は、「合意」に反対する被害者と市民を置き去りにして、両政府だけが「和解」する奇妙な様相を見せている。

1. 財団設立に至る韓国政府と財団関係者のふるまいは、被害者への「癒し」にならない。

報道によると、韓国政府は「合意」後、被害者と被害者家族に会い、「10億円は事実上の賠償金だ」という説明をして回ったという。これは、「このお金は賠償あるいは償い金、こうしたものではありません」（3月17日参議院外交防衛委員会での岸田外相の答弁）という日本政府の立場とは明らかに異なるものだ。

5月31日、「財団設立準備委員会」発足記者会見で金兌玄委員長が「10億円は賠償金ではない。被害者の傷を癒し名誉を尊重するというレベルで、賠償金と見るのは難しい」と発言したことの方が、日本政府の意図を正確に読み取っていると言えよう。しかし、韓国政府の説明と異なる発言をした金委員長は、2日後には「（日本が）法的責任を認めて、被害者の心の傷を癒し、その癒しを通して結局賠償したという、そういう意味で抛出すると見ればいい」と苦しい弁明

に転じた。

まさに、被害者不在のまま政府間での政治決着を急いだ「合意」のほころびが如実に現れた一例だ。

また、本日の発足式に出席させるため、被害者らに発足式であることは告げずに「昼食をご馳走する」とだけ説明したという報道もある。「具合が悪くて行けない」「記者が来て写真を撮られるのではないか、写真は絶対にダメだ」等と難色を示すと、「来なければお金が出ない」とまで言われたと主張する被害者もいる。政府と財団は否定しているが、同じような内容の情報が複数の被害者から支援団体に寄せられており、事実無根とは考えにくい。まさに、被害者への「癒し」とは全く逆の「強要」のレベルに至っていると言えるのではないか。

2. 被害国政府に責任を押しつけ「平和の碑」の撤去にのみこだわる日本政府が、 「責任を痛感」していると誰が信じるだろうか。

何よりも恥ずかしく許しがたいのは、被害国政府に責任を押しつけて高みの見物を決め込む日本政府の姿勢だ。「責任を痛感」し「心からのお詫びと反省の気持ちを表明する」と言うならば、その気持ちに基づいてすべきことは、何に責任を感じ、何を反省しているのかを、国内的にも国際的にも明確に示していくことであるはずだ。つまり、日本軍「慰安婦」問題の歴史的事実を究明し、その事実を人々に知らせ教育し、二度と同じことが繰り返されないように教訓にしていけるための取り組みこそが求められているのである。

ところが日本政府が「合意」後にとってきた姿勢は真逆だ。2月の国連女性差別撤廃委員会では「軍や官憲によるいわゆる強制連行を確認できる資料はなかった」等と発言し、8カ国の市民団体と英国戦争記念館が日本軍「慰安婦」関連記録物をユネスコの記憶遺産に登録申請したことについても「記憶遺産事業が政治利用されないことがないよう、制度改革を含め引き続き全力で対応していきたい」（6月2日、菅官房長官）と述べるなど、日本軍「慰安婦」問題を人類の教訓にしようとする国際的な動きに真っ向から対立する姿勢を見せている。

その一方で、日本政府とメディアが関心を示すのは、ソウルの日本大使館前に設置された「平和の碑」（少女像の正式名称）の移転のみである。繰り返し言うが、「平和の碑」には「1992年1月8日、日本軍『慰安婦』問題解決のための水曜デモが、ここ日本大使館前ではじまった。2011年12月14日、1000回を迎えるにあたり、その崇高な精神と歴史を引き継ぐため、ここに平和の碑を建立する」とだけ書かれており、日本を非難したり侮辱したりする何らの内容も刻まれていない。「慰安婦」被害女性たちの歴史、平和、希望、連帯、解決を待ちわびる思いを込めて設置されたものだ。これを共に守っていくことこそが、「反省」の気持ちが真実であることを世界と歴史に示すことなのである。にもかかわらず、その移転・撤去にのみ執着する姿は、「合意」で語られた「お詫びと反省」が「最終的・不可逆的解決」なる「慰安婦」問題の抹消をめざす方便にすぎないことを、あまりにも如実に語っている。

3. 日韓両政府は、全ての被害者が受け入れられる解決策を示せ。

本日発足した「和解・癒し財団」は、その名に反して、被害者を分断し新たな不和をもたらしている。「合意」に明確に反対を表明する韓国の被害者たちの意思は無視され、フィリピン、台湾、中国、インドネシア、東ティモール、朝鮮民主主義人民共和国、オランダ等の被害者らは、そもそも「合意」から完全に排除されているからだ。

全ての不協和音は、「責任」を口にしながら「責任」を回避する日本政府の無責任な姿勢から生じている。そして、今や韓国政府が前言を翻し、日本政府による歴史の否定、つまりさらなる人権侵害を等閑視してでも「合意」を推進する態度は見るに堪えない。

日韓両政府は、被害者間に分断をもたらす「和解・癒し財団」を推進するのではなく、全ての被害者が受け入れられる国際人権基準に基づいた被害回復の途を示さなければならない。このまま「合意」による「最終的・不可逆的解決」を強引に推し進めれば、「和解」どころか、歴史に取り返しのできない禍根を残すことになる。日韓両政府は、全ての被害者の声に耳を傾けなければならない。

- ◆いま日本には、210万人の外国人住民が暮らしています。
また、日本人と外国人との国際結婚も増え、日本は文字通り「多民族・多文化」社会となっています。
- ◆外国人数で東京・大阪に次ぐ愛知県には、約20万人の外国人が住んでいます。
国籍別の構成比では、ブラジル24.6%、中国23.6%、韓国・朝鮮18.5%、フィリピン13.9%……となり、
在留資格別の構成比では永住者38.7%、特別永住者15.4%、定住者12.4%、技能実習生8.7%、
日本人の配偶者等6.8%、留学生4.3%……となります。
- ◆日本の植民地支配に起因する在日韓国・朝鮮人、台湾人をはじめ、
日本社会で労働し学び生活する外国人が増えている中で、
日本もそれにふさわしい法制度を整えることが求められています。
- ◆今年6月3日、ハイトスピーチ解消法が公布・施行されました。
これは、日本で初めての反人種差別法となりました。
しかし、ハイトスピーチを根絶するには、国際人権機関が日本に求めている人種差別撤廃法が必要です。
また外国人を、共に地域社会を構成する住民として認める「外国人住民基本法」が必要です。